

令和4年12月

会員の皆様へ

出資証券不発行についてのご案内

関信用金庫

平素より関信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、会員の皆様からお預かりした出資金につきましては、これまで出資証券を発行してまいりましたが、株式会社における株券の不発行と同様、令和5年1月より、出資証券を不発行とし、当金庫の会員名簿により電子的に一元管理することとなりました。

会員の皆様からお預かりしている出資金は、電子データ等として厳格に管理しておりますことから、出資金残高ならびに会員としての権利等につきましては、これまでと変わりありませんので、ご安心ください。

今後、出資金の内容につきましては、毎年6月に発送いたします「出資配当金支払通知書（兼領収書）」にてお知らせします。

なお、お手元の出資証券につきましては、回収いたしませんので、そのまま保管いただければ結構です。万一紛失された場合でも、届出の必要はなく、出資金ならびに会員としての権利等に影響はございません。

会員の皆様におかれましては、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。